

第20回寝屋川市障害者長期計画推進委員会 要旨

日 時 平成20年12月25日 14:00～16:05

場 所 市立保健福祉センター4階健康指導室

出席委員 赤井委員 赤木委員 北野委員長 北村委員 朽見委員 近藤委員
谷田委員(代理) 辻本委員 堤下委員 馬場委員 飛山委員 柘田副委員長
丸山委員 村井委員 山村委員 (五十音順)

欠席委員 荒木委員 入江委員 江頭委員 大村委員 下委員 下川委員 生野委員
(五十音順)

委員および事務局、手話通訳者の紹介

会議成立の報告および資料の確認

1 開会あいさつ (北野委員長)

本日はパブリックコメント前に最後にみなさんの意見を聞く、大事な委員会である。

国の動向については、本日の都道府県主管課長会議で新たな方向性が報告される予定だが、あらかじめもらった資料を見ると、12月16日に社会保障審議会障害者部会が出した報告に基づいて報酬算定構造案が出されているが、抜本的な見直しではなく一部の手直しに終わっており、淋しい限りである。単価は1月の折衝で決まるので、今のところ明確になっているのは、ケアホーム・グループホームの世話人を6対1から4対1に変えることと、全体では5.1%の上乗せになるが均等ではなく重度の障害者に傾斜し、例えば、重度訪問介護1,680円から2,000円を超えて支援費の時よりも高くなる可能性があるのも、事業者にとっては一定の光になると思う。行動援護も上限が5時間から8時間になる。夜勤体制や緊急的な体制についての予算措置も項目としてあげられているが、金額は書かれていないので、あまりぬか喜びはしない方がよい。ケアホーム・グループホームにおける看護体制に関する補助金も交渉中とのことだが、安い単価で看護師が見つかるかという問題も出てくる。これは4対1の職員体制も同じであり、安い単価だと大阪で人を見つけるのは大変なので、絵に描いた餅になる可能性もある。

2 案件審議

(1) 障害福祉計画(第2期計画)(素案)(案)について

(事務局 資料に基づき説明)

[補足事項]

- ・素案(案)は今まで議論していただいたことをまとめたものであり、本日の委員会を経て、2月にパブリックコメントを行うことにしている。

(馬場委員)

ネットワークという言葉がずいぶん強調されており、27ページにも地域自立支援協議会の就労支援部会、就業・生活支援センター、すばる・北斗福祉作業所などがあげられているが、ど

のようなネットワークの組織図を描いているのか。組織をつくるにはリードしていくファシリテーターが必要だが、その核になるのはどこだと考えているのか。

28ページにすばる・北斗福祉作業所のセンター的機能について書かれているが、運営は民間に委託しており、市としてセンター的機能をどのように活かすよう考えているのか。特に、医療的な支援が必要な人で、利用を希望していたが他の事業所に行っている人もいと聞いているが、こうしたことについて計画にどのように反映するかも含めて、市の考えを聞きたい。

(事務局)

回答が難しい質問であり、就労支援について総合的な検討は地域自立支援協議会の就労支援部会で行っているが、現在の中心的な課題は在宅や事業所からの一般企業等での就労に関する支援であり、福祉的就労の充実についてさらに検討を深められるよう、部会を充実していかなければならないと思っている。現在も部会にはいくつかの事業所に参加していただいているが、施設協議会との連携をさらに強めて対応を考えていきたい。地域自立支援協議会の運営の核として、幹事である障害福祉課と相談支援機能強化事業を委託している寝屋川市民たすけあいの会のネットワーク推進員に加えて、今後は事務局機能を充実させていくよう、他の相談支援事業所からも事務局員を出していただき、より実行性を発揮していけるよう検討している。

すばる・北斗福祉作業所は市内の障害者支援の中心的な施設として、学卒後の進路を保障するよう障害の重い人も軽い人も総合的に受け入れて次の進路につなげていく役割は、これからも変わることはない。市としては自立相談員を日々出張させてコントロール機能や相談支援機能を果たすとともに、引き継ぎ担当の職員も含めて指定管理者と実践内容の検討・推進にあっている。医療的なケアの必要な人については全国的に大きな課題となっており、基本的には今まではすばる・北斗福祉作業所で受け止めてきたような人々にはこれからも対応していくが、さらに特別な支援が必要な人についてはケアの体制、設備、法律的な問題等もあるので個別に検討していく必要があり、調査・検討を行っている。

(北野委員長)

相談支援事業所が地域自立支援協議会の事務局機能を担えるよう、何らかの担保を考えると考えてよいか。

(事務局)

そうである。

(馬場委員)

すばる・北斗福祉作業所は年限のある施設だが、超過して在籍している人もいと聞いている。そうした人の退所後の受け皿も含めて検討していくということか。

(事務局)

そのように受け取っていただいて結構である。

(辻本委員)

福祉的就労に関して施設協議会と連携していくということだが、どのようにしていこうとしているのか。月1回定例会議を開いているいろいろな問題を検討しているが、市からの出席はない。

(事務局)

施設協議会の定例会議への出席については幾度となく要請があり、対応が遅くなっていたが9月から担当者とテーマに関係する職員が参加させていただいている。今後の連携についても、

さらに検討して深めていきたいと思っている。

(辻本委員)

その点についてはよろしくお願ひしたい。

日中活動系サービスの見込量について、第1期計画では旧法施設支援は平成23年度は0になっていたが、第2期計画では数値があがっている。どのように解釈すればよいか。

(事務局)

第1期計画を策定するときは府も混乱していて、23年度は0になるワークシートがつくられていたが、新体系への移行をぎりぎりまで延ばす施設も多く、23年度は旧法施設支援になる。第2期計画では府・国もそのような考え方であるため、素案のような見込量としている。

(辻本委員)

新体系への移行は非常に難しいため、私の事業所でも迷っている。そうした実態を知ってほしい。素案にも文言は入れられているが、施設運営はきれいごとではできない。2割強の人は23年度も旧体系だが、24年4月1日にはすべて移行する見通しなのか。

(事務局)

移行しない理由が事業所によっていろいろあることはご指摘のとおりで認識しているが、23年度末までには移行しなければならないので、計画としてはそのようにしている。市で事業所の運営状況についてのヒアリングを年2回行っており、新体系に移行した事業所はより安定した運営状況だと把握しているので、市とも相談しながら移行の方法を検討していただきたい。

(北野委員長)

本日の国の会議で報酬算定の構造案が出されると思うが、そのなかで新体系も旧体系も改定案が示される。これまで、例えば、日中活動と夜間の支援を切り離したので土曜・日曜の日中活動は新体系の方が大変になっていたが、国もようやく理解して補助金などのメニューは徐々に整えつつある。しかし、メニューにどれくらいの嵩を積むかによって変わってくるので、国が明確に方針を出すことがいちばん大事だと思う。

(丸山委員)

最初の委員長のお話で、介護保険の報酬アップを3.3%と言われたが、3.0%ではないか。

(北野委員長)

3%と言った。

(丸山委員)

相談支援事業が要だということはそのとおりだと思うが、私は今の体制にはものすごく不満である。視覚障害者のことがわかる相談員はいないので、もっともっと充実してほしい。介護保険では来年2月からコミュニティセンターエリアごとに6つの地域包括支援センターができるが、そうしたところとリンクして地域でやれば、より緻密なサービスができるのではないかと思う。そのことについてどのように考えているか。

(事務局)

障害者自立支援法では三障害が一元化されたが、現実には障害に応じた対応が必要だということが、地域自立支援協議会の相談支援ネットワーク会議でも大きな課題のひとつになっている。現在は障害者地域生活支援センターあおぞらは精神障害、隆光学園相談支援事業は知的障害、寝屋川市民たすけあいの会地域生活支援センターは視覚・聴覚を含む身体障害を中心にす

すめているが、さらに他の機関等との連携も含めて、どこに行っても適切な事業所につながるネットワークを広げるよう検討しており、委員のご提言を受け止めて対応を検討していきたい。介護保険については障害福祉とは別で、情報が直接入ってこないのによくわからない。必要であれば情報を得たいが、対象も違うので現実には難しいと思う。視覚障害者の相談は寝屋川市民たすけあいの会で受けてもらっている。また、府の委託を受けた視覚障害者相談員が本市には3人おられ、連携してより緻密な相談活動をしていただければ効果的になるので、検討していただきたい。

(丸山委員)

近くの地域であれば便利で行きやすいので、できることは検討してほしい。

就労をすすめるのはよいことだが、現実には相当難しいと思う。仕事はできても通勤ができないため働けない人がいる。就学でも地域の学校に行きたくても、親が通学支援ができないので困っている。大阪府内では移動支援事業で通勤・通学への支援をしようとしている市があり、寝屋川市でも一歩踏み込んだ考えはないのか。そうしたことをせずに就労をすすめると言っても難しいと思うので、できれば考えてほしい。

(事務局)

移動支援事業での通勤・通学の支援については今後の課題である。就労については就労支援のネットワークのなかで解決していくべき問題だと考えている。

(北野委員長)

地域自立支援協議会でいろいろな人の意見を集めて、検討をすすめてほしい。

(丸山委員)

素案に書かれているのは平時の施策だと思うが、現在のような50年・100年に一度の不況が起こった場合は対応しきれないと思う。いちばん影響を受けるのは障害者であり、職や家を失うなどの問題が出てくると思う。そうした場合にどこが中心になって対応するのか。

(北野委員長)

本当に大切な問題であり、経済情勢のなかで厳しい状況が生まれてくる可能性があるので、17ページに書かれている権利擁護支援センターのビジョンも含めて、どういうところが対応していくかのイメージが必要である。

(事務局)

中心となって状況や課題を把握していくのは地域自立支援協議会の就労支援部会だが、部会だけですべてに対応することは困難なので、ハローワークや就業・生活支援センターをはじめさまざまな支援機関や就労移行支援事業を実施する事業所等が連携して取り組んでいくよう、話を詰めているところである。

(丸山委員)

生ぬるい答弁であり、それでいけるのか。仕事を辞めさせられたらその人はその日から生活できない。今の答弁は納得できない。障害があっても働きたくても働けず、収入もない、住むところもない人の身になって考えてほしい。もっとスピードアップしてきちんとできる方法を今からやっても遅くないと思う。言い方は失礼だが、今の答弁は他人事で腹立たしい。

(北野委員長)

できるだけ迅速に展開できる体制を早くとってほしいということであり、よろしくお願

たい。

(馬場委員)

成年後見制度利用支援事業について、市長申立は1件もなかったと記憶している。市によっては申立の際の費用を補助するところもあるので、そこまで踏み込んで考えてほしい。

(事務局)

17年度に1件、19年度に1件の市長申立を行っており、費用についても申立や登記、後見人等の経費を17年度から予算化している。

(辻本委員)

新たに入れられた住宅入居等支援事業は国の事業なのか。前回の資料では、地域での住まいの場として「一般の住宅での生活を推進する」と書かれており、グループホームとして借り上げをするようなイメージをもっていたが、この事業はどのような内容なのか。また、相談だけで、住宅確保のための費用の支援などは含まれないのか。

(事務局)

地域生活支援事業であり、地域生活への移行に際して住宅を探す際の交渉や引っ越しなどのつなぎのサポートを行うものである。現在も精神障害者の地域移行に際して医療機関のワーカーなどが支援しており、実績や課題をまとめていると聞いているので、22年度からは市としてきちんと要綱なども定めて実施したいと考えている。

地域移行の推進における住まいの場について、素案では19ページに記載している。ケアホーム・グループホームの整備の推進については、府が不動産事業者と提携して障害者が安心して住める低家賃の住宅を供給する「あんしん賃貸住宅」等も含めて、9ページに記載している。

(北野委員長)

住宅入居等支援事業は相談支援事業と抱きあわせの事業であり、相談だけなので、グループホーム・ケアホームを推進していくうえでの体制補助などは、別立てで書かないといけない。

(辻本委員)

移動支援事業の知的障害者の見込量は、第1期計画の23年度の数値より約9,000時間もカットされているが、ニーズがないのか。また、この見込量をオーバーした場合はどうなるのか。

(事務局)

第1期計画ではかなり大きな伸び率を設定して推計していたが、第2期計画は実際に障害者自立支援法が実施されてからの19年度の実績をベースにして延ばすかたちで推計しており、ニーズがなくなったということではない。見込量は最低限必要な目標としてサービス提供体制をつくっていくよう設定しているもので、上限になるわけではない。

(北野委員長)

知的障害者の移動支援事業の第1期計画での実績をみると、18年度は87%、19年度は77%の達成率となっているが、これはニーズが少ないのか、それともニーズはあるが事業所が展開できていないのか。市としてどのような分析しているのか。

(事務局)

現状として移動支援事業は80数か所（市内は33か所）の事業所と契約している。また、事業所の意見を聞いて今年度から知的障害者と全身性障害者のガイドヘルパーの養成研修を実施しており、来年度も継続しながら、ニーズが充足されるようにしていきたいと考えている。

(辻本委員)

ケアホーム・グループホームの見込量は大阪府の計画とも連動すると思う。前回の資料よりは上乘せされているが、実際の整備がこの見込量を超えてしまっても問題ないのか。

(事務局)

ケアホーム・グループホームの認可は府が行うが、条件さえ整えば認可されるものと思っている。また、府は地域移行に関する基金事業を延長する意向であり、計画を超過してもよいと考えている。

(北野委員長)

障害者自立支援法では、条件が完全に整っていれば府が許可しないことはできない。

(丸山委員)

日常生活用具給付等事業の住宅改修は見込量が件数で示されているが、1件あたりの金額が違うので、金額で示さなくてよいのか。

(事務局)

住宅改修は限度額が20万円で、ほぼ上限に近い額で利用されているので件数で示している。

(朽見委員)

前回にお願いした医療的な支援が必要な人の日中活動の場のあり方について、検討すると入れてもらったので、すすめていただきたいと思う。

学校を卒業する人は18歳になった段階で障害程度区分の認定を受けるが、市内には就労移行支援事業を実施している事業所が少ないので、他市の事業所に流れる現状がある。現在は新体系への移行途中なので事業者も難しいと思うが、利用する立場でもとても難しい。自立訓練事業と就労継続支援事業（A型）の事業所は市内にはなく、今後も難しいと考えるなかで、区分1・2の人はサービスが選びにくい。また、23年度以降に大量の新卒者が出てくる状況もあり、どのように考えていけばよいか。障害者自立支援法はとても難しく、毎年制度が変わるため、保護者にも理解しにくい。そのためサービスが選びにくいという声から会員からも多くあがっているため、卒業する人への伝え方や学校・施設協議会等との連携の強化などの対応について、もう少し具体的に書いた方がよいと思う。

(北野委員長)

とても大切なテーマであり、西宮市でも地域自立支援協議会の子ども部会で議論されているが、障害程度区分やサービスの有無とも連動する。障害程度区分は17歳で受けられるので、早く受けて必要なサービスが使えるかどうかを判断し、相談支援機関と相談しながら利用していくというしくみをどう構築していくのか。

(朽見委員)

18歳になる時期が人によって違い、1～3月生まれの人は障害程度区分認定を受けるのが卒業のギリギリになってしまうという難しさがある。そのあたりの対応をわかりやすくすれば、保護者がサービスを選びやすい。

(事務局)

障害程度区分認定は前倒しで受けられた方がよいと思う。生活介護は50歳以下だと区分3以上でないと使えないという制限があるので、進路に悩んでいるという話は聞いている。就労継続支援事業（B型）は基本的には一般就労や就労移行支援事業を経験してからでないと利用で

きないが、マニュアルには「市長が認めた者」は対象になるとも書かれており、どう解釈するかという問題もある。また、社会保障審議会の報告書にも支給決定のあり方について書かれており、しくみも変わってくると思う。

(朽見委員)

「市長が認めた者」が対象になるということを、保護者のなかで知っている人と知らない人がいるのが問題で、混乱が起きている。公言するのは難しいかもしれないが、市としての方針をはっきり決めてほしい。

(北野委員長)

府内の他市の動向も調べ、ぜひ自立支援協議会の課題として取り上げて善処してほしい。

(辻本委員)

前回の資料にあった生活サポート事業がカットされているのはなぜか。

朽見委員が言われたように学校との連携は非常に大事であり、施設協議会から寝屋川支援学校に呼びかけて先生との話しあいの場をもち、障害者自立支援法、すばる・北斗福祉作業所問題、隆光学園の入所問題等について説明した。市からも具体的な問題提起をしてもらい、施設協議会としてできること・できないこと・検討すべきことなどを考えていかないといけないので、今後はお願いしたい。

素案には「プロジェクトチーム」という文言が非常に多く入っている。イメージ図を1つだけ入れてもらったが文言だけでは理解できないので、どういう構想をもっているかのイメージを描けるような配慮を次回はできるだけお願いしたい。

(事務局)

生活サポート事業は障害程度区分が非該当の人が対象であり、第1期計画では利用実績がなく、今後も非該当は出ないと予測されるので削除したが、事業がなくなったわけではない。

イメージ図については現段階で描ける範囲で入れたが、障害者施策の今後の動向等によって変わっていく可能性もある。今後もなるべくわかりやすいかたちで描いていくよう努力する。

新卒者の進路支援については、毎年春先に支援学校に出向いて説明会を実施し、悩んでいる本人や保護者には個別の進路相談を呼びかけている。学校の進路担当の先生方とも本人や保護者の了解を得て情報を交換し、将来に向けての準備等について話しあいを重ねており、今後も継続していく。

(山村委員)

11月13日に7団体から市に要望書を出したが、何ともしれっとした回答でげんがりしている。この計画は市の計画だが、肝心要の寝屋川市としてどのように考えるかということが影を潜めている。ことごとく地域自立支援協議会や事業者連絡会、施設協議会などの外部の組織にかこつけて書き込まれており、市としてしたいことをもっと表面に出してほしかった。次は仕上げの段階になるので、もう少し鮮明に出してほしい。

また、「国に要望する」と書かれているが、どういうことを何回要望したかという実績も示してほしい。

(北野委員長)

地域自立支援協議会はとても大事だが、市・事業者・当事者・関係団体が緊密に連携するとともに、市が地域自立支援協議会に任せるのではなく、責任をもって事務局機能や受け止める

機能をもって、出された意見について展開してほしいというのが各委員の思いだと思うので、その方向を堅持して展開してほしい。

3 閉会あいさつ（北野委員長）

各委員の意見がきちんと入るようにして、修正案は私が確認し、パブリックコメントにかけようすすめてほしい。

（事務局）

長時間の議論に感謝する。次回は3月を予定しており、日程が決まれば連絡するのでよろしくお願いしたい。

（閉会）